

# 質疑回答書

四日市市告示第572号

四日市市庁舎ほか202施設における電気通信サービス（固定電話）の供給

NO	仕様書等 該当資料名	頁	範囲 (該当箇所)	質問内容	回答
1	仕様書	1	5 要件等 (1) 電気通信サービス (OABJ-IP 電話) に係る要件 ① 対象電話回線設備及び対象回線種別	「やむを得ない事情」とは、具体的にどのような内容、条件でしょうか。 「やむを得ない事情」については、事前に四日市市様に理由等の報告を行い、承認を得てから回線種別の変更を行うことでよろしいでしょうか。 また、入札書についても、数量/予定数量の欄は四日市市様指定の数字から変更せず、別紙の黄色マーカ部分のみ記入することによろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「やむを得ない事情」については設備等、物理的な理由を中心に様々な理由のケースが考えられます。</li> <li>・「やむを得ない事情」が発生した場合の対応、入札書の記載については、お見込みの通りです。</li> </ul>
2	仕様書	2	5 要件等 (1) 電気通信サービス (OABJ-IP 電話) に係る件 ② サービス内容及び付加サービス等 (xi) 機器の設置	「機器」とは、回線提供事業者として提供するサービス提供範囲内の機器の認識でよろしいでしょうか。 耐震性を考慮し機器を適切な場所、設置方法にて設置した際に、既存機器に接続されているケーブル、通信線が利用できない場合、新たにケーブル、通信線の敷設が必要になる場合もありますが、回線下部側の配線においては、四日市市様の所掌（発注）でご用意頂けるとの認識でよろしいでしょうか。 併せて、地震発生時でも通話を継続できるようにとは、機器の設置における耐震性とし、他の要因（建屋内におけるケーブル断線、建屋外におけるケーブル断線など）における通話が維持できない事象においては、対象外でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「機器」の定義ついて、回線提供事業者様としてのサービス提供範囲内外（WAN側、LAN側）問わずご対応ください。</li> <li>・災害発生時等の故障・断線やその他要因における不具合への対応については、入札の対象費用外ですが、これら事象が発生した場合はサービス提供者として復旧対応にご協力ください。また、費用が発生する場合はその状況に応じ別途協議とさせていただきます。</li> </ul>
3	仕様書	2	5 要件等 (1) 電気通信サービス (OABJ-IP 電話) に係る件 (xii) 保守体制	「故障発生時等の保守体制として常時 (24時間 365日) 受付及び対応が可能であること。」とありますが、アナログとINSについては、常時「対応」はいたしかねますので、常時「受付及び対応」を常時「受付」としていただけますでしょうか。 また、ひかり電話について常時「受付及び対応」とする場合は、別紙2には記載のない保守オプションを光回線1本ごとにも新規に加入いただく必要があり、別途費用も発生します。別紙2に保守オプションの欄を、追記し入札対象に含めていただけませんかでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ここで示す「受付及び対応」は標準の故障対応受付のフローの範囲内において極力迅速に復旧手配をいただき、復旧時間もしくは復旧の為に必要な調査時間の目途を最速（故障申告時間が営業時間外であった場合は翌営業開始後）で回答いただくことを想定しております。</li> <li>・ひかり電話については保守オプションを新規加入する必要はないと認識しています。</li> </ul>
4	仕様書	2	5 要件等 (1) 電気通信サービス (OABJ-IP 電話) に係る件 (xii) 保守体制	「復旧時の報告については故障発生を認知した時間より24時間以内に発注者まで報告書として提出すること。」とありますが、状況により、故障発生を認知した時間より24時間以内の復旧は不可の場合がございます。その場合、復旧作業の途中経過についての報告書の提出で許容いただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お見込みの通りです。</li> </ul>
5	仕様書	3	5 要件等 (2) 見積要件 ② 工事費 (ii) 工事費用内訳	「日々のサービス利用中に発生した不具合対応費用、市の都合によるサービスや機器の追加、及び解約、撤去に伴う費用、契約期間内に生じる法改正・所轄官庁の指導等への対応費用、その他本サービス提供に関連するすべての工事費用」と記載されていますが、この費用においては、別紙にて指定されていませんが、入札対象には該当しない認識でよろしいでしょうか。 若しくは、電話交換機用でご用意されていると認識しています、別紙3の項目となるのでしょうか。 サービス提供条件が異なり、別紙3の項目では内容及び単金が異なると認識していますので、別途、回線サービスにおける工事費用の内訳（アナログ、INS、光回線やひかり電話の新設工事費や移転工事費など）を記載する別紙をご用意して頂けると認識していますが、よろしいでしょうか。 7 請求・支払 (2) 「それ以外で生じた費用は、ユニバーサルサービス料等を除き発注者へ請求できないものとし、一切の費用を受注者が負担すること。」との記載があり、別紙に記載のない項目についてはご請求できなくなることを懸念しての質問です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札の対象費用につきましては、別紙3に示した項目を基に回答してください。</li> <li>・ご質問いただいた各費用については事前に想定できないイレギュラーな費用であるため、発生時に別途協議とします。</li> </ul>

NO	仕様書等 該当資料名	頁	範囲 (該当箇所)	質問内容	回答
6	仕様書	3	5 要件等 (3) その他の要件 ①	<p>「変更や追加によって生じた一切の工事費用を受注者が毎月の通信費用請求と合わせて発注者に請求すること」とありますが、これまでの取引実績により、ご利用になっている原課様によっては、別々の請求書を希望されるケースがあります。仕様に記載されている通りの運用を行うにあたり、四日市市様で調整を行って頂ける認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、同様に原課様によっては、内訳項目の記載内容の変更を希望されるケースもありますので、合わせて調整して頂けると思っておりますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本入札仕様書は原則を記載しています。落札者決定後、別々の請求書を希望する所属がある場合は、とりまとめ課（行財政改革課）では対応しませんので、該当所属と個別に協議のうえ対応してください。</li> </ul>
7	仕様書	3	5 要件等 (3) その他の要件 ①	<p>「変更や追加によって生じた一切の工事費用を受注者が毎月の通信費用請求と合わせて発注者に請求すること」とありますが、別紙3に記載の工事・保守点検費用は、現行のPBX保守契約に含まれており、固定電話回線の契約とは別契約のため、毎月の通信費用請求と合わせて（同一の請求書として）ご請求することはいたしかねます。ご了承をいただけますでしょうか。</p> <p>また、固定電話回線の契約と別紙3に記載の工事・保守点検の契約は、同一の契約となりますでしょうか。別々の契約として、契約を2本に分けていただけませんかでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信費用請求とPBX保守契約費用については合わせて請求いただくことを希望します。また、回線契約と別紙3の工事・保守点検の契約も極力同一契約として対応いただけることを希望します。ただし、事情により提供が困難と思われる内容については落札者と協議します。</li> </ul>
8	仕様書	3	5 要件等 (3) その他の要件 ③	<p>「当該故障・不具合等によって生じた一切の費用を受注者が負担すること。」とありますが、回線事業者として提供する範囲を想定していますので、回線下部に接続されている通信機器については対象外と認識していますが、よろしいでしょうか。</p> <p>また、提供している回線事業者側が原因の場合は負担しますが、お客様都合、事業による故障・不具合については対象外と認識しており、その際は必要な対応費用は実費清算することですらよろしいでしょうか。</p> <p>その際、事象により実費精算額は単金化できないことと、月額料金でないため内訳には記載されない認識でいます。</p> <p>上記の内容に合わせて、今回の仕様においては、本庁電話交換機も含まれているかと思えます。同様の条件と認識していますが、よろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の認識と相違ありません。</li> </ul>
9	仕様書	4	6 業務準備期間及び履行期間中の業務実施方法等 (4) 保守・運用④	<p>「契約書に定める事項のほか、当該故障・不具合等によって生じた一切の費用を受注者が負担すること」とありますが、契約書(案)の内容をご提示いただくことは可能でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書の事前開示は不可とし、契約の詳細は落札者が決定した後に協議します。</li> </ul>
10	仕様書	5	7 請求・支払 (2)	<p>弊社サービスは、契約約款に準じて提供をしております。たとえば、電話サービス契約約款（平成11年西企宮第1号）の第1章 総則 第2条には、次の記載がございます。</p> <p>（約款の変更）</p> <p>第2条 当社は、法令の規定に従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>2 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。</p> <p>3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。</p> <p>これを踏まえて、たとえば下記に該当する場合、約款に準じて費用をご請求させていただきますが、よろしいでしょうか。</p> <p>①別紙に記載はないが、現在ご契約中のサービスがあった</p> <p>②別紙に記載はないサービスを、新たに四日市市様とご契約した</p> <p>③約款に変更が生じ、本契約応札時に受注者が提示した料金単価に変更が生じた</p> <p>④約款に変更が生じ、別紙に記載はない項目について費用が発生した</p> <p>その他の条件・状況等についても、約款に準じてのサービス提供となるため、約款に変更が生じサービス提供条件等にも変更が生じる場合がございますこと、ご了承をいただけますでしょうか。なお、約款は弊社ホームページにも記載 &lt;<a href="https://www.ntt-west.co.jp/tariff/">https://www.ntt-west.co.jp/tariff/</a>&gt;しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①については、本契約内で供給できないか協議させていただきます。</li> <li>・②については、仕様書P. 2 5 (1) ①「別紙4に示す対象回線は現行（令和5年3月現在）のものであり、組織改編等により増減する場合があります。」に基づき、本契約内で供給してください。</li> <li>・③、④、及びその他約款の変更に起因するサービス提供条件等の変更については了承します。ただし、費用変更（発生）にあたり事前説明を求めます。</li> </ul>
11	仕様書	5	7 請求・支払 (5)	<p>対象施設の請求書及び請求明細（番号明細）は、本契約対象全ての番号について紙での提出が必須でしょうか。紙での提出の場合、別途発行費用が発生いたします。</p> <p>「また、本契約対象全ての番号明細、通話明細についてWEBツールにより閲覧、取得が可能な仕様とし、」とありますが、番号によっては、WEBツールにより閲覧、取得が不可の場合も想定されますので、許容いただけますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設の請求書及び請求明細（番号明細）について、紙での発行は必須とします。ただし、本市での公共料金一括口座振替の実績がある場合は、請求明細（番号明細）の提出のみで可とします。</li> <li>・また発行手数料については費用が発生しないと認識していますが、特別な事情や市の要望に起因する標準サービス仕様外の費用（明細内訳作成料）が発生する場合は別紙2のオプションサービス利用料金にてご回答ください。</li> <li>・WEBツールにて情報提供不可なものについては紙での提供も許容します。</li> </ul>

NO	仕様書等 該当資料名	頁	範囲 (該当箇所)	質問内容	回答
12	仕様書	69	その他 (4)	<p>「契約条件について守られない事項」とありますが、具体的にどのような状況を懸念されて、この項目を記載されたのでしょうか。          解約金が発生する場合、市側で負担をいただくことは可能でしょうか。          また、守られている/いないをご判断される基準を明確にして頂くことは可能でしょうか。          また、無条件にて途中解約できるものとし、と記載がありますが、これは契約しているすべての回線について途中解約できる、という内容を指しますでしょうか。          また、無条件でなく協議の結果、双方に同意した場合に、途中解約ができる内容に緩和いただけないでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に記載されている項目が履行されていないと市が判断した場合を想定しています。</li> <li>「無条件」とは、解約に当たり、解約金など、市側に一切の負担を求めないことを指します。</li> <li>「途中解約ができる」とは、全ての回線を指します。</li> <li>仕様書に記載されている項目が履行されていないと市が判断した後、受注者に対して状況の確認、改善指示を行ったにもかかわらず、改善されない場合に途中解約を行います。</li> </ul>
13	別紙1	1	【回線費用】	36ヶ月 (3年) /通話料金の欄について、エクセルの計算式が正しいかどうか、改めてご確認をいただけますでしょうか。	<p>次の通り修正します。</p> <p>通話料金/36ヶ月(3年)          誤：¥1,461,281,472          正： ¥121,773,456</p>
14	別紙2	1	【基本料金 (月額)】 INS1500	回線使用料<基本料>、ダイヤルイン使用料、屋内配線使用料の現行の単価について、金額が正しいかどうか、改めてご確認をいただけますでしょうか。	<p>次の通り修正します。</p> <p>①回線使用料&lt;基本料&gt;          誤：¥3,530 正：¥31,000          ②ダイヤルイン使用料          誤： ¥300 正： ¥800          ③屋内配線使用料          誤： ¥60 正： ¥2,000</p>
15	別紙2	1	【基本料金 (月額)】 ひかり電話(オフィスA)	ひかり電話対応機器使用料の現行の単価について、金額が正しいかどうか、改めてご確認をいただけますでしょうか。 別紙4では、個数66/金額 91,240円となっています。	<p>次の通り修正します。(詳細は別紙2、4をご確認ください。)</p> <p>誤:数量：66 金額：¥91,240          正:数量：69 金額：¥95,500</p>
16	別紙2	1	【通話料金 (月額)】 市内 ひかり電話※	割引後単価が、4.5円/3分となっている根拠や算出の計算式を教えてください。	「ひかり電話 (通話料)」にて「グループ通話定額割引額」が発生しており、割引率が約25%であったため、市内通話の単価6.0円/3分より25%を割引し、4.5円/3分としております。
17	別紙2	1	【通話料金 (月額)】 携帯電話	いずれも、【発信：ひかり電話】【着信：携帯電話】という想定でよろしいでしょうか。 あるいは、そうではなく、【発信：アナログ・INS】のものも含むのでしょうか。 【発信：アナログ・INS】のものも含む場合、【発信：ひかり電話】との割合を提示いただけますでしょうか。	発信元はアナログ・INS・ひかり電話の全てを含みます。 発信元における割合は、別紙2、4を基に現契約回線の比率で計算ください。
18	別紙2	1	【オプションサービス使用料金 (月額)】	<p>次の項目の単価について、金額が正しいかどうか、改めてご確認をいただけますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ2級(事務用・ダイヤル回線用) フリーダイヤル(基本サービス)</li> <li>アナログ2級(事務用・ダイヤル回線用)(着信用) プッシュホン使用料</li> <li>INS1500 ナンバーディスプレイ使用料</li> <li>INS1500 プッシュホン使用料</li> </ul>	<p>次の通り修正します。</p> <p>①アナログ2級(事務用・ダイヤル回線用)フリーダイヤル(基本サービス)          誤：¥1,002 正：¥1,000          ②プッシュホン使用料          アナログ2級(事務用・ダイヤル回線用)(着信用)、INS1500          誤 単価： ¥2,800 数量： 1          正 単価： ¥280 数量： 10          ③INS1500 ナンバーディスプレイ使用料          誤 単価： ¥1,200 数量： 15          正 単価： ¥18,000 数量： 1</p>

NO	仕様書等 該当資料名	頁	範囲 (該当箇所)	質問内容	回答
19	別紙2, 3	1	全般	<p>別紙に記載のない項目については、入札対象にはならず、本入札においても入札額に含めない、認識でよろしいでしょうか。また、弊社サービスにはない(同等サービスもない)項目については、0円を記入するのでよろしいでしょうか。</p> <p>特に、ひかり電話のご利用には光回線が必要ですが、別紙の項目に記載がありません。また、四日市市様でご契約中の光回線には、ひかり電話以外の用途（VPNなど）でご利用中のものもごございますが、入札対象ではない認識でよろしいでしょうか。弊社でも、四日市市様にてご契約中の光回線の本数を正確に算定するためには、費用・期間を要し、今回の入札期間までにご提示することはいたしかねますので、ご了承をいただけますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の認識と相違ありません。</li> <li>・本市で契約中の光回線の本数の算定期間についても、了承します。</li> </ul>
20	要件等	5	(iv) 災害時優先電話	<p>災害時優先電話の番号を教えてください。可能でしょうか。（想定条件にて回答ください）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札者決定後に開示する予定です。</li> </ul>
21	別紙	-	別紙4	<p>各拠点の回線種別に紐づく回線番号を提供頂く事は可能でしょうか。特に市庁舎など。（想定条件にて回答ください）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札者決定後に開示する予定です。</li> </ul>